

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第105号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」を「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」に、「市民協働・国際化推進担当局長」を「市民協働・国際化・情報化担当局長」に改め、同条第2項第1号ア及びイ並びに第2号イ中「市民協働・国際化推進担当局長」を「市民協働・国際化・情報化担当局長」に改める。

第25条中「市民協働・国際化推進担当局長」を「市民協働・国際化・情報化担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)